



島根県報

令和8年7月24日（金）

第 7 3 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
農地を利用する権利の設定に関する裁定（3件）	（農 業 経 営 課）	3
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	4
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	5

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	6
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	6
公共測量の終了	（ ” ）	7

【特定調達公告】

刑事手続のIT化機器（液晶ペンタブレット）の賃貸借に係る一般競争入札の 落札者等	（警 察 本 部）	7
---	-----------	---

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
---------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 恵和会	大田市大田町大田イ860 － 3	介護医療院	石東病院介護 医療院	大田市大田町 大田イ860－ 3	令和8年3月31日
株式会社 山縣屋	益田市津田町1268－10	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	なるたき薬局	大田市大田町 大田口1031－ 6	令和8年3月31日
社会福祉法 人 あすな ろ会	出雲市白枝町278－ 8	小規模多機能型居 宅介護	あすなろ多機 能型居宅介護 施設	出雲市白枝町 278－ 8	令和8年3月31日
社会医療法 人仁寿会	邑智郡川本町川本383－ 1	介護予防通所リハ ビリテーション	介護老人保健 施設 仁寿苑	邑智郡川本町 川本381番地 4	令和8年4月30日
		訪問リハビリテー ション			
		介護予防訪問リハ ビリテーション			
		介護老人保健施設			
		通所リハビリテー ション			
		短期入所療養介護	老人保健施設 仁寿苑		
株式会社マ リーナ	広島県広島市南区猿猴 橋町4番5号	地域密着型通所介 護	連珠 出雲四 絡	出雲市小山町 633－ 1	令和8年4月30日
		第1号通所事業			
社会福祉法 人西益田福 祉会	益田市神田町イ197－ 2	居宅介護支援	社会福祉法人 西益田福祉 会清流苑居宅 介護支援事業 所	益田市神田町 イ197－ 2	令和8年3月31日
医療法人 エスポアー ル出雲クリ ニック	出雲市小山町361－ 2	小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能 型居宅介護施 設 おんぼら と	出雲市小山町 362－ 1	令和8年1月31日

島根県告示第450号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市平田町5838番1	田	5,344
出雲市平田町5860番5	田	921
出雲市園町1668番6	田	2,165
出雲市園町1669番4	田	1,744
出雲市園町1669番5	田	3,600

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年8月1日	権利の始期から令和11年12月31日まで	247,932

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市平田町5838番1	福田 恭子
出雲市平田町5860番5	福田 恭子
出雲市園町1668番6	福田 恭子
出雲市園町1669番4	福田 恭子
出雲市園町1669番5	福田 恭子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第451号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
雲南市大東町東阿用391番1	田	1,127
雲南市大東町東阿用391番2	田	1,247
雲南市大東町東阿用391番3	田	1,308
雲南市大東町東阿用400番1	田	876
雲南市大東町東阿用400番2	田	248
雲南市大東町東阿用401番	畑	2,076

雲南市大東町東阿用501番 6	田	718
-----------------	---	-----

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田及び畑として利用	令和 8 年 9 月 1 日	権利の始期から令和11年12月31日まで	3, 231

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地 1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
雲南市大東町東阿用391番 1	三原 広明
雲南市大東町東阿用391番 2	三原 広明
雲南市大東町東阿用391番 3	三原 広明
雲南市大東町東阿用400番 1	三原 広明
雲南市大東町東阿用400番 2	三原 広明
雲南市大東町東阿用401番	三原 広明
雲南市大東町東阿用501番 6	三原 広明

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第452号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鹿足郡津和野町内美21番 6	田	711

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和 8 年 9 月 1 日	権利の始期から令和19年 3 月 31 日まで	71, 100

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地 1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
鹿足郡津和野町内美21番 6	石川 豊太郎

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

島根県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
滝の下地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第454号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 加入区の名称

美保関

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

海士町

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

島根県告示第455号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
-------	-------	-----	----------------	------------

県 道	三瓶山公園線	大田市大田町大田イ2759番10地先から同番1地先まで	上り線	令和8年 7月24日
		大田市大田町大田イ2749番1地先から同イ835番3地先まで	下り線	

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第11条第2項の規定により公告する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター
島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター2階

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場 名	所 在 地
令和8年10月25日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
令和8年11月22日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場 名	所 在 地
令和8年10月25日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和8年9月7日	令和8年11月30日	令和9年1月8日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和8年9月7日	令和8年11月30日	令和9年1月8日

4 受講料

第1型研修 5,000円
第1型講習 4,500円
第2型研修 5,000円
第2型講習 4,500円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和8年7月17日から令和9年3月12日まで

3 作業地域

浜田市松原町、牛市町、長沢町、浅井町、三階町、長浜町、周布町、金城町小国、弥栄町栃木、弥栄町門田及び三隅町井野地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年6月30日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月1日から同年6月30日まで

3 作業地域

出雲市斐川町直江地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年7月24日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 件名及び数量

刑事手続のIT化機器（液晶ペンタブレット）の賃貸借 510台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和8年6月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 一雄 島根県松江市苧町6番地

5 落札金額

41,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和8年4月17日

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第15号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和8年7月24日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和8年11月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年12月9日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和8年11月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年12月2日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和8年10月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032又は3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。